

# 行方市自立・分散型エネルギー設備設置補助金について

## 1 概要

令和8年度中に、蓄電システムを設置する市民に対して、補助金を交付します。  
なお、令和9年3月14日までに工事完了したものに限りです。

## 2 補助対象設備

令和7年度または令和8年度に、国が実施する補助事業において補助対象設備として登録されている蓄電システムで、次の機能を備えているもの。

- (1)設備が太陽光発電設備と接続されており、停電時等に活用できること
- (2)蓄電池から供給される電力が、当該住宅等で使用されること  
なお、電力を繰り返し蓄えられ、電力需要ピーク時に電気を活用できること

## 3 補助金額

5万円

## 4 交付要件（下記のすべてを満たす必要があります）

- (1)自宅に設置（新築・建売可）を行い、設置する場所に住所を有すること
- (2)市税などに未納がないこと（共有などの場合は、全員に未納がないこと）
- (3)共有などの場合は、すべての所有者らから同意が得られていること
- (4)同一世帯で過去に茨城県及び市から同様の補助金を受けていないこと
- (5)本人または同一所在地に居住するものが、「いばらきエコチャレンジ」に登録していること

## 5 交付申請

下記の書類を環境課窓口へ提出してください。不足がある場合は、受付できませんので、ご注意ください。

- (1)補助金交付申請書（様式第1号）
- (2)設備設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3)設備の経費の内訳が分かる見積書等の写し
- (4)設備の技術仕様が確認できる書類の写し（カタログ等）
- (5)設備に太陽光発電設備が接続されることを確認できる書類の写し（単線結線図等）
- (6)補助対象設備の設置予定箇所の位置図
- (7)設置工事着工前の現況写真（ただし、新築及び建売住宅購入時は不要）
- (8)納税証明書等の市税等に未納がないことを確認できる書類
- (9)「いばらきエコチャレンジ」に登録していることが確認できる書類の写し
- (10)設備を設置する住宅が自己の所有に属しない場合または他の者との共有に属する場合は、当該住宅の所有者または全ての共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類

## 6 実績報告方法

補助事業完了後（決定通知時点で補助事業を完了していた場合は、通知日から）

30日以内又は令和9年3月14日のいずれか早い日までに、下記の書類を環境課へ提出してください。

- (1)実績報告書（様式第8号）
- (2)設備設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (3)設備の保証書の写し
- (4)設置状況が確認できる写真
- (5)設備に太陽光発電設備が接続されていることを確認できる写真
- (6)申請の際に補助対象設備を設置する当該地に住所を有しなかった場合は、住民票の写し

### ～ 申請から受給までの流れ ～

補助金交付申請

↓ 補助金交付申請書（上記5）を環境課へ提出

【市】補助金交付決定

↓ 補助金交付決定通知の発送

実績報告

↓ 実績報告書一式（上記6）を期間内に、環境課へ提出

【市】補助金の確定

↓ 検査後、補助金交付額確定通知書の発送

補助金の請求

↓ 補助金交付請求書を提出

【市】補助金の交付

↓

補助金の振込